

単価契約仕様書

消防局総務部施設課

(担当 菱野、石田 (真) 電話 075-212-6648)

件名	(単価契約) ガソリンローリー (消防局) 第2四半期 (その1)
形状・寸法	
予定数量	40,000L (発注数量は未確定で、実績により増減します。)
契約期間	契約日の翌日から令和8年9月30日まで
契約条件	<ol style="list-style-type: none">1 契約決定後に契約単価は変更しないが、発注者又は受注者の求めがあった場合は双方協議のうえ、経済産業省資源エネルギー庁が公開している「給油所小売価格調査 (ガソリン、軽油、灯油) のレギュラー現金価格における京都の価格」(以下「公表価格」という。)の増減額 (契約日又は契約日以前の直近公表価格と納品日又は納品日以前の直近公表価格の差額をいう。以下「増減額」という。)を契約単価に加減する。ただし、増減額の算定に際し、特段の事情がある場合は、本市と受注者の協議により定めることができる。2 1に基づく契約単価に加減する場合は、請求書には「契約単価に納品量を乗じた金額」と「納品時点の増減額に納品時点の納品量を乗じた金額の全ての合計額」をそれぞれ個別に記載することとし、詳細は担当者と協議すること。3 下記に示す納入場所の地下タンクに、納入すること。4 発注は消防局総務部施設課担当者 (以下「担当者」という。)から、電話又はFAXにて発注し、1回の発注単位を2,000L以上とする。5 発注後3日以内 (土日祝日は日数に含まない。)の平日午前9時から午後5時までの間 (正午から午後1時までの間は除く)に納入することとし、納入予定日時を事前に通知すること。6 担当者の指示があった場合、代表性状表等を提出し、承認を受けたJIS規格等に適合した自動車用燃料 (ガソリン) を納入すること。7 支払方法にあつては、毎月末日締めで集計し、1か月分ごとに支払う。また、本市会計規則等を十分熟知し、担当者の指示に従い請求すること。8 納入時に接続器具等が必要な場合は受注者の責任において用意すること。9 法令等を遵守し、運搬、納入等に伴う事故、問題等については受注者の責任にて解決すること。10 その他細部事項、疑義等があった場合は、担当者と協議すること。11 受注者は、契約締結後速やかに担当者に連絡し、確認を行うこと。12 納入場所 北消防署 (京都市北区大宮西脇台町17番地の2) 上京消防署 (京都市上京区釜座通下立売下る東裏辻町398) 左京消防署 (京都市左京区田中西大久保町36) 中京消防署 (京都市中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521) 東山消防署 (京都市東山区清水五丁目130番地の8) 山科消防署 (京都市山科区西野今屋敷町2番地の10)

	<p>13 納入予定数量</p> <p>40,000L</p> <p>予定数量は、過去の実績又は予測によるものであり、本市の都合により増減する。 大幅な増減があっても、本市は何ら補償しない。</p> <p>14 受注者は、落札決定後速やかに本仕様書における以下の書類について、担当者に直接提出を すること。</p> <p>(1) 供給証明書（通常時） 様式1 (2) 供給証明書（災害時） 様式2 (3) 誓約書 様式3</p>
--	--

注 本仕様について不明な点がある場合は、契約課の指示に従ってください。

令和 年 月 日

(あて先) 京都市長

甲 (乙と直接供給関係にある業者)
住所又は所在地
商号又は名称
代表者の職・氏名 印

乙 (入札者)
住所又は所在地
商号又は名称
代表者の職・氏名 印

供給証明書 (通常時)

甲は乙が、貴市とガソリンの購入に関し、契約を締結した場合には、当該契約物品を貴市に対して平素はもとより降雪等による交通まひ、地震その他の災害時においても優先して安定供給に最大限努めるとともに迅速かつ確実に供給することを証明します。

記

- 1 調達物品 (単価契約) ガソリンローリー (消防局) 第2四半期 (その1)
- 2 数量 仕様書予定数量のとおり
- 3 履行期間 契約日の翌日から令和8年9月30日まで
- 4 油槽所基地 (通常時)
 - (1) 基地名
 - (2) 所在地
 - (3) 経営会社
 - (4) 油槽所基地経営会社 (通常時) と甲又は乙との関係
甲と同じ・乙と同じ・甲の取引先・乙の取引先・その他 ()
 - (5) ガソリン備蓄能力

注 4 (4) で「乙と同じ」を選択した場合は、甲 (乙と直接供給関係にある業者) の記名押印は不要です。

令和 年 月 日

(あて先) 京都市長

甲 (乙と直接供給関係にある業者)
住所又は所在地
商号又は名称
代表者の職・氏名 印

乙 (入札者)
住所又は所在地
商号又は名称
代表者の職・氏名 印

供給証明書(災害時)

甲は乙が、貴市とガソリンの購入に関し、契約を締結した場合には、当該契約物品を貴市に対して平素はもとより降雪等による交通まひ、地震その他の災害時においても優先して安定供給に最大限努めるとともに迅速かつ確実に供給することを証明します。

記

- 1 調達物品 (単価契約) ガソリンローリー (消防局) 第2四半期 (その1)
- 2 数量 仕様書予定数量のとおり
- 3 履行期間 契約日の翌日から令和8年9月30日まで
- 4 油槽所基地 (災害時)
 - (1) 基地名
 - (2) 所在地
 - (3) 経営会社
 - (4) 油槽所基地経営会社 (災害時) と甲又は乙との関係性
甲と同じ・乙と同じ・甲の取引先・乙の取引先・その他 ()
 - (5) ガソリン備蓄能力

注1 油槽所基地 (災害時) は、災害時の供給確保の目的から、油槽所基地 (通常時) の油槽所基地と異なる所在地にある基地を確保してください (同一市町村は不可) 。

注2 4(4)で「乙と同じ」を選択した場合は、甲 (乙と直接供給関係にある業者) の記名押印は不要です。

令和 年 月 日

(あて先) 京都市長

(入札者)

住所又は所在地

商号又は名称

代表者の職・氏名

印

誓 約 書

地震その他の災害、降雪その他による交通まひ等の際に、貴市にガソリンを確実に供給するため、ガソリンの入札に参加するに当たり当社が契約することとなった場合は、下記の事項について遵守することを誓約します。

記

1 (連絡網の確保)

あらかじめ当社及び貴市間の通常の連絡網のほかに別の緊急連絡網を確保し、契約締結後、速やかに貴市に報告します。

2 (相互応援)

貴市が契約を締結する他の納入業者が、貴市へのガソリンの供給に支障を生じた場合は、貴市の指示により供給の応援をします。

3 (当社系列のスタンドでの給油)

貴市の給油取扱所が使用不能となった場合には、当社系列のスタンドで給油できるように対応するとともに、当該スタンドの所在地等を契約締結後、スタンドの所在地が変更された場合は変更後、速やかに貴市に報告します。